

# 三菱 UFJ 年金情報

*Mitsubishi UFJ Pension Report*

企業年金関係者のための月刊総合情報誌

---

## 《目次》

《退職給付会計関連数値の長期分析(3)》	
退職給付費用の分析	… 1
《海外年金制度の動向》	
米国・401(k)プランの動向	… 7
《退職給付会計に関する話題》	
改正退職給付会計基準での DC 移行時の会計処理	… 11
《確定給付企業年金の現状》	
平成 25 年 9 月現在の DB 年金制度の状況	… 14
《年金基礎講座(会計・税務編⑤)》	
未認識項目の即時認識	… 21
《CSRとサステナビリティ》	
地球の定員オーバー問題(12)	… 22
《アドリブ経済時評》	
「里海」で海を蘇らせる	… 26

2014年  
4月号

## 退職給付会計関連数値の長期分析（3）

### ～退職給付費用の分析～

#### 《要約》

退職給付費用の変動は、もっぱら年金資産のパフォーマンス変動に伴う数理計算上の差異の増減によりもたらされてきました。加えて、社別に処理年数が異なると費用の動きに差が生じ、企業間の比較可能性という観点からは大きな課題が発生します。発生した再測定（≒数理計算上の差異）を損益計算書に反映させないIFRSの処理は、本業の期間損益の透明化や他社との比較可能性の向上などの点では投資家にわかりやすいと考えられます。

過去2回は退職給付債務と年金資産の推移について分析し、積立状況や制度変更の状況などについて検討してきました。退職給付会計では、貸借対照表に将来の給付に向けた資金の準備状況、すなわち積立状態を表示するとともに、損益計算書には給付のための費用（退職給付費用）を計上します。今回は、その退職給付費用の状況について見ていくことにします。なお、本稿中意見に関わる部分については筆者の個人的な見解であり、所属する組織のものではないことを予め申し添えておきます。

#### 1. 数理計算上の差異の増減が退職給付費用変動の主要因

退職給付費用は、①当期の勤務によって発生する将来の給付見込額の現在価値（勤務費用）、②現在価値に換算している退職給付債務の時間経過に伴う利息相当額（利息費用）、③当期に見込まれる年金資産の期待運用収益（長期期待運用収益）、④計算誤差等の償却費用（数理計算上の差異の当期処理額）、⑤制度変更に伴う退職給付債務の増減の償却費用（過去勤務費用の当期処理額）から構成されます。このうち、長期期待運用収益は費用の減額要素であり、数理計算上の差異の処理額及び過去勤務費用の処理額は費用の増加要因にも減少要因にもなります。

この他、退職給付会計導入に伴って発生した旧会計基準での処理結果と改正基準での処理結果との差額（会計基準変更時差異）を処理するための費用（会計基準変更時差異の処理額）が存在します。この会計基準変更時差異については導入後15年以内で処理することになっていましたが、導入初年度に一括処理した会社が多く、それ以外も5年程度で処理する会社が多かったため、現時点で処理を継続している会社はほとんどなくなっています。

図表1に導入後の退職給付費用について費用総額及びその構成要素の推移を示しています。上記のとおり、会計基準変更時差異は基準導入初期に多額の処理が行われ、特に導入初年度は、この処理の影響で退職給付費用が期間中最大となっています。

その他の費用要素では、勤務費用及び利息費用は2001年度をピークに減少し、最近横

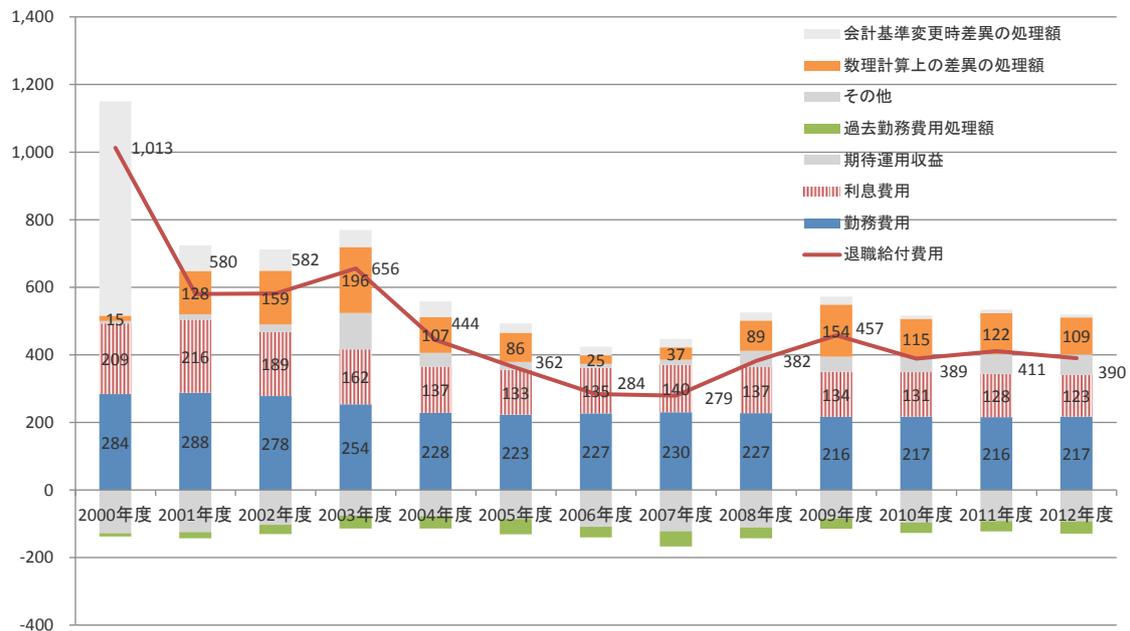


ばいで推移しています。この背景は代行返上やその後の制度変更にあると考えられます。厚生年金基金の退職給付債務は代行給付を含めて算出されるため、代行返上すると勤務費用が減少し、退職給付債務×割引率で算出される利息費用も減少します。もっとも、代行返上に伴う勤務費用の減少に関しては、減少分がすべて企業の費用減少につながるわけではありません。勤務費用が減少する一方で厚生年金基金への免除保険料相当額の厚生年金保険料負担が復活するからです（注）。もっとも、勤務費用を算出する割引率と厚生年金本体の予定利率との関係から考えると、費用負担の額は減少したものとみられます。

（注）厚生年金基金（厚年基金）は、国の厚生年金の一部を国に代わって給付（代行給付）し、併せて基金独自の給付を行う制度です。厚年基金を実施する事業主は、代行給付を行うための掛金（保険料）を国に支払うのではなく厚年基金に払い込みます。これを免除保険料と言います。代行返上前は、代行給付義務を含めた基金制度全体で退職給付費用を算出しますが、退職給付会計では掛金は費用とならないため、加算部分の掛金同様、免除保険料の支払額も費用とはなりません。代行返上後は代行義務を除いた制度で退職給付費用を算出し、一方で厚年基金に支払っていた免除保険料相当額を含めた厚生年金保険料を法定福利費として計上します。なお、本文にある通り勤務費用と免除保険料は算出方法が異なるため、同じ額ではありません。

（図表 1）退職給付費用の推移

（単位：百億円）



（出所）日経メディアマーケティングス社データを基に三菱UFJ信託銀行作成（以下、同じ）

勤務費用及び利息費用が横ばいで推移しているもう1つの背景として、退職給付債務の増加を抑制する方向で制度の見直しが進められていることがあると考えられます。これまでの分析で、債務の減額となる過去勤務費用が発生していることを指摘しましたが、この

効果が発揮されていると考えられます。

退職給付費用の動きを振り返ると、数理計算上の差異の処理額の変動が費用の増減に大きく影響していることがわかります。数理計算上の差異の毎年の発生額は、プラスの差異（実際の運用収益>長期期待運用収益）の年もマイナスの差異の年もありますが、トータルするとマイナスの差異の発生の方が大きいため、この間は費用を増加させる方向での処理が行われています。ただ、その増減は退職給付費用の大きな変動要因となっています。なお、年金資産残高の増減は、年金資産×期待運用収益率で求められる長期期待運用収益の増減を通じて退職給付費用の増減に影響を及ぼします。この期間中に長期期待運用収益の金額が前年比マイナスとなった年度は6回あります。もっとも、年金資産の増減が退職給付費用に与える影響は、数理計算上の差異の増減ほどではありません。

## 2. 数理差異による費用変動とその問題点

日本の退職給付会計基準では、数理計算上の差異に関して「従業員の平均残存勤務年数以内の一定期間」で処理することとされています（多くの企業では、発生した翌年度からの一定期間で処理する方法が選択されています）。最短の処理期間は1年ですが、平均的には10年程度とみられます。

2000年度以降は、年度ごとの年金資産の増減が著しいため、比較的短期間で処理した会社は退職給付費用の変動が激しくなったと考えられます。そこで、数理計算上の差異の処理年数が比較的短い3年の会社（A社）と13年の会社（B社）の退職給付費用の推移を比較してみました。第2図のとおり、A社の方が退職給付費用の変動は明らかに激しくなっていることがわかります。2003年度から2005年度にかけての3年間は連続して高パフォーマンスを確保しましたが、その3年間の数理計算上の大幅な差益が反映される2006～2008年度は退職給付費用が急減しています。なかでも2006、2007年度の両年度は退職給付費用がマイナス、すなわち退職給付の利益が計上されるという結果になっています。しかし、一転してマイナスパフォーマンスとなった2007、2008年度の数理計算上の差異が反映された2009年度は逆に大幅な費用増加を招いています。

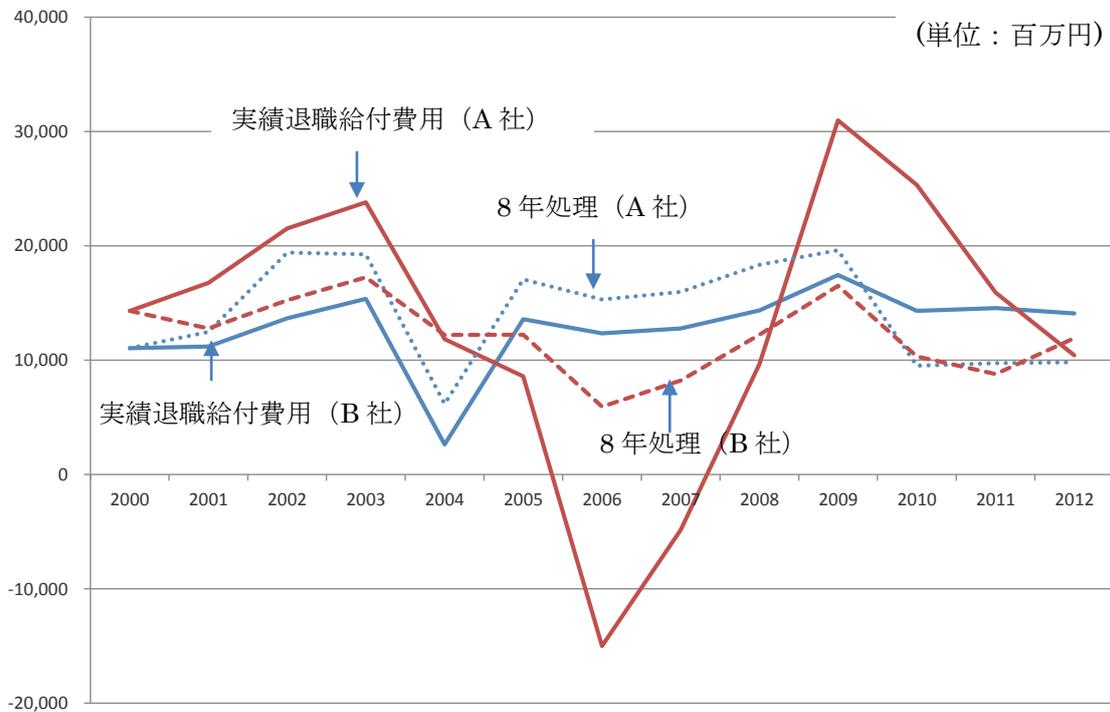
年金資産のパフォーマンスは本業の“儲け”とは直接関係ありませんし、通常コストであるはずの退職給付費用が利益を押し上げる結果となっており、その意味では本業の損益の状況を見えにくくしていると言えます。

これに対し、13年で処理しているB社の退職給付費用は安定的に推移しています。結果的に本業の“儲け”とは直接関わりのない年金資産の時価変動によって本業の損益の状況が見えにくくなるという状況は緩和されます。しかし、年金資産の目減りが挽回不能のものであるとすれば、損失計上を先送りしているという見方ができるかもしれません。

処理年数の違いによって費用の状況が大きく異なってしまうことは、企業の評価を行ううえで好ましくありません。比較可能性を高めるためには同じ償却年数とすることが必要です。図表2では処理期間を両社平均の8年とした退職給付費用（計算値）を点線で表示

しています。結果は、A社の退職給付費用も比較的安定的に推移することになります。B社は増減のトレンドに大きな変化はみられないものの、2010年度以降の動きに多少差異がみられます。B社の場合、処理年数が13年であるため、この間の実際の退職給付費用は新規に発生した数理計算上の差異が加わっていただけですが、処理年数を8年とすると9年前に発生した数理差異の処理終了と前年に発生した数理差異の処理のスタートという両方の影響を受けることになり、その分費用の動きが変化することになります。シミュレーションでは、2010年以降は実際の退職給付費用よりも費用は少なくなっています。これは、2000年度から2002年度に3年連続でマイナスパフォーマンスとなった影響が2010年度に一巡することが寄与するためといえます。とはいえ、両者の退職給付費用の増減のトレンドは、処理年数を一致することによって比較的類似したものになります。

(図表2) 退職給付費用の推移（実績値及び処理期間を同一にした場合）



このように、処理年数を一致させれば企業評価を行ううえでの比較可能性は高まると考えられます。特定の会社同士の比較であれば、この例のように比較対象会社の処理年数を一致させればよいのですが（実務上、かなり面倒な作業ではありますが）、すべての会社で処理年数を一致させるわけにはいきません。処理年数を固定すれば比較可能性の問題は解消されるものの、そもそも特定の年数を処理年数とする合理的な根拠が見出せないからです。会計基準で基準とする平均残存勤務年数は、給付が開始されるまでの期間に年金資産の損益が確定するとみなしています。この考えには一定の理論的背景はありますが、日本

基準では平均残存勤務年数以内の一定年数としているため、実際には勤続期間との関係が反映されないケースが生じます。また、年金では退職ではなく年金の支給期間も考慮する必要のあることや年金資産の運用が継続的に行われることを考えると、給付が開始されるまでの平均的な期間で年金資産の損益が確定していくとみなすのにはやや無理があります。

確かに、発生した数理計算上の差異は、いずれ実現していくことは間違いありませんが、年金資産の運用では運用資産の売却と取得を繰り返すため、常に新たな数理差異が発生していくという繰り返しとなります。結局、“損益の実現あるいは確定”を合理的に判断する手段を見つけることは極めて困難であると言わざるをえません。

以上のように、数理計算上の差異の処理方法を巡っては、①短期的に処理すると本業での損益実態が見えにくくなる可能性がある、②長期間で処理すると、発生した損益（特に損失）の先送りとなり健全性を欠く恐れがある、③処理期間を統一化すれば比較可能性は高められるものの、処理期間を一律に設定する合理的な方法や根拠がない、という様々な問題があることがわかります。

### 3. IFRS における処理は課題解消に役立つか

日本の会計基準及び米国の会計基準（SFAS）では、発生した数理計算上の差異を包括利益計算書にその他の包括利益として計上し、その後一定期間で損益計算書に反映していきます。これに対し、国際会計基準（IFRS）では再測定（≡数理計算上の差異）を、その他の包括利益に計上するのは同じですが、その後損益計算書に反映する処理を行いません。その他の包括利益に計上した損益をその後損益計算書に反映することを組替処理あるいはリサイクリングと呼びますが、リサイクリングを行うか否かが、日米の会計基準とIFRSとの大きな差異になっています。現在作業が進められているIFRSのエンドースメント（日本版IFRSの策定作業）の過程でも、このリサイクリングは大きな論点となっています。

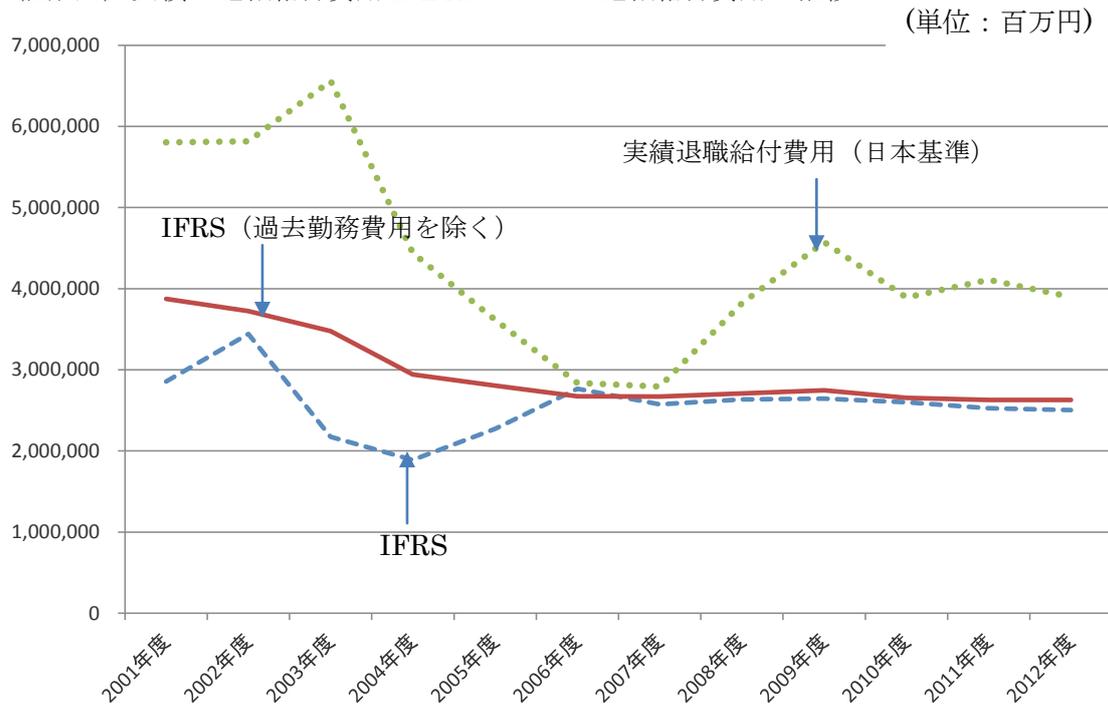
発生した差損益は、いずれかの時点で実現損益として確定するはずですから、その意味では実現した段階で損益計算書に損益を計上することは必要であると考えられます。ただし、そのためには損益の実現を正確に判別できるという条件が求められます。これまで指摘した通り、継続的に運用されている年金資産では、発生した数理計算上の差異のうち実現した損益を計測するのは極めて困難です。実現損益を価格変動リスクが消滅した結果であると定義すれば、継続的に運用され絶えず時価変動リスクにさらされている年金資産に関しては、常に損益は実現あるいは確定していないといえるからです。

そうしてみると、IFRSの処理方法は現実的な選択肢であると考えます。つまり、即時認識によって会計期間末の積立てや評価損益の状況を貸借対照表上に示す一方で、実現もしくは確定した額を算定できないものは損益計算書には反映しないという方法です。

そこで過去にIFRSの処理が行われていた場合に、退職給付費用がどう推移したかをシミュレーションしてみました（図表3）。なお、IFRSの純利息を求めるためには期首の退職給付債務及び年金資産のデータが必要であるため、2001年度からの推移を試算しています。

IFRS では、過去勤務費用を発生した期の勤務費用として処理するため、制度改正による退職給付債務の変動が著しかった計測期間の前半こそやや増減が大きいものの（過去勤務債務の発生状況については本誌の本年2月号参照）、その後は安定的に推移しています。ちなみに、過去勤務費用の処理額を除いたベースではほとんど大きな変化なく推移しています。

(図表3) 実績の退職給付費用とIFRSベースの退職給付費用の推移



退職給付会計導入以降、退職給付費用は大きく変動し、その変動は年金資産の時価変動などに起因する数理計算上の差異の処理によってもたらされたという事実がありました。このため、年金資産の変動による期間損益の変動を回避しようと年金資産のリスク管理が強化されてきました。国内基準の適用企業は、今後もこの構造は変わりませんが、IFRSを適用する企業は、年金資産や退職給付債務の時価変動が期間損益に反映されにくくなります。もちろん、期間損益に反映されないからといって、年金制度のリスクがなくなるわけでも、年金資産のリスク管理が不要になるわけでもありません。ただ、期間損益への影響を考慮して極端にリスク回避的になる必要はなくなり、本来の年金資産運用の基本である長期的視点に根差した運用がしやすくなります。さらに、年金資産の収益が期間損益に影響を与えなくなるため、会計期間中の本業による収益獲得の実態がより正確に見えるようになります。数理計算上の差異の処理、とりわけ損益計算書でのリサイクリングの問題については、会計理論上で様々な考えがあることは承知していますが、IFRSの処理は期間損益の透明化や投資家にとってのわかりやすさには資するものと考えます。

年金コンサルティング部 リサーチグループ 久野正徳

## 海外年金制度の動向

### ～米国・401(k)プランの動向～

#### 《要約》

米国 401 (k) プランの最近の動向として、①資産残高が株高の影響で大幅に増加していること、②一時金がほとんどだった受取方法について、終身年金の選択肢を提供する制度が増加していること、などがあげられます。また、DB から DC への移行が依然として進む中、加入率を上げるために自動加入や自動掛金増額の導入が一般的になっています。

運用面では、デフォルトファンドへのターゲット・デート・ファンドの採用が 8 割近くに上っています。日本でも企業年金における確定拠出年金の役割が重要性を増しており、米国の動向を注視する必要があるでしょう。

米国の 401 (k) プランは、DC 制度の大宗を占め、老後資金の確保に重要な役割を果たしています。最近の特徴的な動きとして、①株高による資産残高の順調な拡大、②自動加入や自動掛金増額の普及、③デフォルト・ファンドへのターゲット・デート・ファンド採用の増加の 3 つが挙げられます。

本稿では、最近の統計に基づく、401(k)プランの現状についてご紹介します。

#### 1. 現状

##### (1) 口座残高の増加

ICI (注 1) の調査によると、資産残高は 2013 年 9 月末で約 4 兆ドル (約 400 兆円) となっており、DB 制度の資産残高 2.9 兆ドルを大きく上回っています。金融危機が起こった 2008 年末の 2.2 兆ドルに比べて 2 倍近くに増加しました。EBRI (注 2) の調査によると、401 (k) プランの加入者は 5,200 万人 (2012 年末)、加入者の 1 人当たり口座残高は、2008 年末の 45,519 ドルから 2012 年末には 63,929 ドルに大幅に増加しました。フィデリティ社の 2013 年末の調査では、株高の影響もあり 1 人当たり 89,300 ドルと前年に比べ 15.5%増加しました。55 歳以上に限れば、165,200 ドルと大きな額となっています。

(注 1) ICI=米投資運用会社協会 (Investment Company Institute)

(注 2) EBRI=企業福祉研究所 (Employee Benefit Research Institute)

##### (2) 自動加入・自動掛金増額の普及

自動加入とは新入社員が入社したときに、本人の意思に関わらず全員が一旦加入し、加入を希望しない者は、後日書面を出して脱退する方法です。

タワーズワトソン社の大企業 100 社に対する調査では、自動加入を導入している企業は

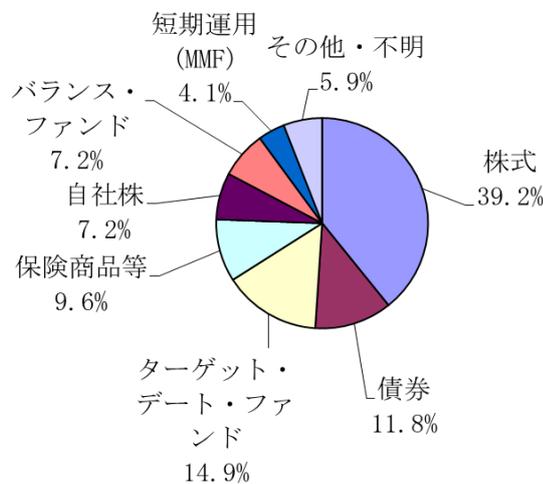


2006年の14%から2012年には39%に増加しています。その大半は自動掛金引き上げの仕組み（当初は低い掛金率で、徐々に引き上げていくもの）も採用しています。

### (3) 運用

資産の運用割合を日米で比較すると、米国は株式が61%（バランス・ファンドの株式部分を含む）、債券・保険商品が21.4%であるのに対し、日本では約6割が預貯金や保険商品という元本確保型商品となっています。

(図表1) 確定拠出年金(401(k)プラン)の資産運用割合 (米国)



(出所：EBRI 調査、2012 年末)

2006 年年金保護法で、加入者が投資商品を選択しなかった場合に自動的に選択される運用商品（デフォルトファンド）について、ターゲット・デット（イヤー）・ファンドなどを公認しました。ターゲット・デット（イヤー）・ファンドは、株式や債券を組み合わせたバランス・ファンドの一種で、加入者の退職までの期間によって、資産配分が自動的に変わる商品です。

フィデリティ社の調査では、2013 年 6 月末で 79%の企業がデフォルトファンドとしてターゲット・デット・ファンドを採用しているという結果が出ており、2 年前の 72%から 7 ポイント増加しています。

EBRI の調査では、2012 年末で 15%の資産がターゲット・デット・ファンドで運用され、実際に 41%の加入者がこのファンドを保有しています。

### (4) 事業主の対応 (マッチング拠出)

これまで 401 (k) プランでは、従業員拠出に対し給与の 6%を上限に、従業員拠出の半分つまり 3%を企業が拠出する (マッチング拠出) 制度が一般的でした。ただ、最近では従業員支援として従業員拠出と同額 (6%) を拠出する企業が増えているようです。

(5) 加入者向け貸付

401 (k) プランでは、残高の半分を限度（上限 5 万ドル）に融資が受けられます。EBRI の調査では、2012 年末で 21%の加入者が融資を受けており、平均借入残高は 7,153 ドルです。なお、融資を受けている加入者は 2008 年は 18%であり、わずかに上昇しています。

また、転職時には残高を前職の制度に残して運用していくことができますが、フィデリティ社の調査によると、引き出してしまう人が 35%おり、せつかくの長期運用による老後資金積み立ての目的が果たせなくなっています。この傾向は若い人に顕著であるようです。

(6) 非課税限度額は据え置き

401(k)プランの従業員拠出の非課税限度額は、2012 年の 17,000 ドルから 2013 年は、17,500 ドルに引き上げられましたが、2014 年は据え置かれています。50 歳以上に対する加算分の 5,500 ドルについても変わりありません。つまり、現時点では 50 歳以上の人は年間 23,000 ドルまで非課税です。企業拠出と合わせると、DC 制度の非課税限度額は年 52,000 ドル(2014 年) と日本と比較するとかなり大きくなっています。

## 2. 最近の動き

(1) DB 制度から DC 制度への移行状況

DB 制度から DC 制度への移行は続いています。図表 2 のとおり、大企業 100 社では、新入社員に対して DC 制度のみを提供する企業が 7 割を占めています。

(図表 2) フォーチュン 100 社（大企業）の制度導入状況

	2004 年	2006 年	2008 年	2010 年	2012 年	2013 年(*)
伝統的 DB 制度	38%	28%	23%	17%	9%	7%
混合型(CB 制度等)	35%	29%	24%	20%	23%	23%
DC 制度のみ	27%	43%	53%	63%	68%	70%

(\*) 2013 年 6 月末までの制度変更を含む。

(出所：タワーズ・ワトソン社調査)

(注) 新入社員が適用される制度を示し、凍結制度は除く。

実際、米国 IBM 社が DB 制度を凍結し、2008 年から全員が DC 制度に加入したり、GE 社が 2011 年入社の新入社員から DC 制度のみに加入したと報じられました。最近では、ボーイング社が、68,000 人の非組合員（いわゆるホワイトカラー）に対して、DB 制度を凍結し、2016 年から全員 DC 制度に加入すると発表しています。なお、同社では既に 2009 年以降の新入社員は DC 制度に移行していました。

(2) 運用選択肢の多様化

大企業に対するタワーズ・ワトソン社の調査では、運用選択肢の数は、4~90 と幅があり

ますが、平均は16でした。

DB制度からDC制度への移行に伴い、401(k)プランの役割は一時金で受け取る積立制度から、従来はDB制度が担っていた老後所得保障の役割が重要になってきています。そこで、生保の終身年金商品（例えば、最低保証付きの変額年金）を選択肢に加えることが増加しています。これは2008年の金融危機を経て、最低保証ニーズが高まったことによります。

### (3) 投資アドバイスと手数料開示

エーオン・ヒューイット社の調査によると、4分の3の事業主がコンピュータによるものを含め投資アドバイスのサービスを従業員に提供しているとしています。

手数料の開示については、委託企業や加入者が、直接的または間接的に受託しているプロバイダーの手数料情報を得られるようにするガイドラインが出ており、ほとんどの企業が開示を求めるとしており、運用手数料の低下を招いているようです。

## 3. おわりに

米国では、401(k)プランに代表される確定拠出型年金に対し信頼や好感を持っていることが報道されています。ICIの調査では、63%の家庭が良い印象を持っており、保有世帯では、76%が好感を持っています。

このように、401(k)プランは米国の重要な老後積立制度ではありますが、労働者の半数ほどしか制度が提供されておらず、この点が問題視されています。そのため、オバマ政権は、老後資金不足を補うため、2014年から“MyRA”(My Retirement Account)を導入することを表明しました(“MyRA”については三菱UFJ年金情報2014年3月号をご参照ください)。

しかし、今後も401(k)プランを中心としたDC制度が老後資金確保の主要な役割を担い、そのための商品開発が加速しそうです。日本の確定拠出年金は、米国の401(k)プランをモデルとしているため、米国の改定の動きを注視する必要があります。

以上

年金コンサルティング部 リサーチグループ 遠藤忠彦

#### <主な参考資料>

- EBRI Issue Brief, “401(k) Plan Asset Allocation, Account Balances, and Loan Activity in 2012” (December 2013)
- ICI, “Defined Contribution Plan Participants’ Activities, First Three Quarters of 2013” (February 2014)



## 退職給付会計に関する話題

### ～改正退職給付会計基準での DC 移行時の会計処理～

#### 《要約》

年金制度の安定的運営やコストコントロールの観点から、確定給付企業年金制度や退職一時金制度から、確定拠出年金制度へ移行する企業が増えています。平成 26 年 4 月 1 日以降に始まる事業年度に DC 移行する場合、改正後の退職給付会計基準により制度の終了会計を行うこととなります。簡単な数値を用いて、新退職給付会計基準での会計処理についてご紹介します。

#### 1. DC 制度に移行する場合の会計処理

近年、制度の安定的運営やコストコントロールの観点から、確定給付企業年金制度（DB）や退職一時金制度から確定拠出年金制度（DC）へ移行するケースが増加しています。DC では、掛金拠出で支払義務が完了するため、将来の退職給付について拠出以後に追加的な負担が生じません。DC 移行後は毎期の拠出額のみを費用処理することになるため、コストコントロールが容易になります。

資産移換を伴って DB や一時金を DC へ移行する場合は、退職給付制度の終了会計を行います。会計上、制度終了とは、支払いを伴って PBO が減少することと定義されているためです。DC 移行以外の制度終了には、退職給付制度の廃止、企業年金基金の解散、分配を伴う給付減額、大量退職等があります。なお、将来部分のみを DC に移行する場合には、支払い（資産移換）を伴わないため、終了会計は行いません。

#### 2. 終了会計の基本的な考え方

終了会計は、債権と債務を同時に消滅させる清算取引とすることができます。清算取引では債務を消滅させるのと引換えに支払いを行うため、債務の減少（益）と支払い（損）を認識します。この取引の 1 つに借入金の返済があります。もっとも、借入金を返済する場合には、債務の減少額と支払（返済）額が同じであるため、損益は発生しません。退職給付制度の場合、会計上の債務である退職給付債務は現時点での支払額ではありません。したがって制度終了においては、減少する債務（PBO）の額と支払額が異なるため、差額が損益となります。終了時点で PBO の消滅額が益となり、支払額との差額を損益として認識します。

更に、制度終了に伴い、これまで遅延認識を行ってきた部分（未認識過去勤務費用及び未認識数理計算上の差異）を損益に反映する必要があります。遅延認識は、制度の存続を前提としているため、制度終了によって遅延認識を行う理由がなくなります。そこで制度

終了に相当する未認識項目の残高を一時損益として処理するわけです。

### 3. 基準改正後の取扱い

平成26年4月1日以降に始まる事業年度にDC移行する場合は、新しい退職給付会計基準が適用されます。改正基準においても、終了損益の基本的な考え方は変わらないため、終了によって発生する損益は従来処理による方法と変わりません。ただ、未認識項目は即時認識が行われ、純資産の部に反映されているため、損益計算書に特別損益を計上する際に組替処理が行われます。

具体的には、従来通り、①PBOと年金資産の差額の処理、②未認識項目の一括処理の順に行います。①では、制度間移行に伴うPBOと年金資産の消滅が認識され、結果として、終了した部分に係るPBOと事業主からの移換額の差を損益として認識します。②では、未認識過去勤務費用、未認識数理計算上の差異を、消滅したPBOの比率で損益に認識します。

### 4. 一部移行の場合の例示

最後に、一部移行の場合について、具体例を用いて会計処理を確認してみます。

(図表1) 確定給付企業年金からDCへ的一部移行(過去分含む)の例

#### <前提条件>

- ・A社は確定給付企業年金の50%をDCに移行する
- ・最低積立基準額は90億円
- ・移換額は最低積立基準額の50%(45億円)
- ・PBOは100億円、年金資産は60億円、未認識数理計算上の差異は20億円、いずれも50%減少(PBOは加入者のみで受給者は存在しない)



BSの負債は40、純資産の部にその他の包括利益に20の損失計上(税効果は考慮していない)

#### ① DC移行に伴う確定給付企業年金の積立不足解消(一括抛)

このケースでは、DC移行時に移行部分の積立不足を解消するための一括抛が必要となります。最低積立基準額90億円のうち50%の45億円を移換するわけですから、移換後に残る部分の積立不足が拡大しないように15億円(45億円 - (60億円 - 30億円))の一括抛を行います。ただし、この抛は損益とはなりません。

② 終了損益の認識

終了した部分に係る PBO50 億円と事業主からの移換額 45 億円（最低積立基準額 90 億円の 50%）の差額 5 億円を利益の増加として計上します。

③ 未認識項目の一括処理

未認識数理計算上の差異（20 億円）のうち消滅した PBO の比率（50%）に相当する 10 億円を損失として認識します。

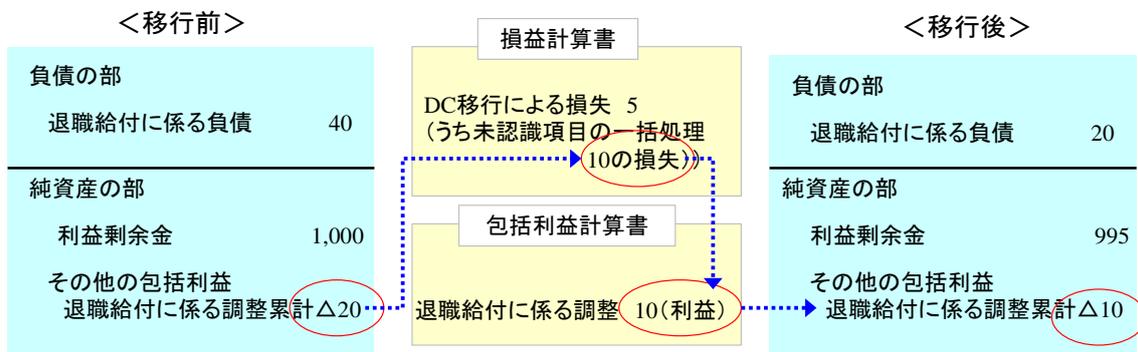
④ 組替処理（リサイクリング）

改正後の会計基準では、この未認識項目に関して組替処理（リサイクリング）を行うこととなります。具体的には以下の処理となります。

移行前の貸借対照表の純資産の部には、その他の包括利益として退職給付に係る調整累計が△20 億円計上されています。DC 移行に伴う一括処理で 10 億円の損失を損益計算書へ計上しますが、損益計算書に振り替えた部分について損失の二重計上を避けるにはその他の包括利益累計額から損失を控除する必要があります。そこで包括利益計算書において退職給付に係る調整としてその他の包括利益 10 億円を計上します。

期末の貸借対照表では、損益計算書において 5 億円の損失が計上された結果、利益剰余金（前期 1,000 億円）は当該損失分だけ減少し 995 億円となります。ただし、利益剰余金とその他の包括利益の合計は前期末の 980 億円（1,000－20）から 985 億円（995－10）と 5 億円増加します。これは会計上債務として認識していた額（PBO）と実際の支払額との差だけ利益が実現したことによるものです。一方、未認識項目の損益の総額は、利益剰余金の減少分と同額だけその他の包括利益が増加するため変化しません。わかりやすく言えば、損益計算書に実現損失が計上された分だけ評価損益が減少するということです。

（図表 2）DC 移行の会計数値への影響



年金コンサルティング部 リサーチグループ 谷口香織

## 確定給付企業年金の現状

### ～平成25年9月現在のDB年金制度の状況～

#### 《要約》

弊社が集計した確定給付企業年金制度 897 制度（うち規約型 748、基金型 149）の積立状況は、運用環境の好転を受け、前年同時点の調査と比べて大きく改善しています。

弊社では、弊社が総幹事を務める確定給付企業年金制度（以下、DB年金といいます）に関して定期的にそのデータを集計しております。以下、制度数 897 件、加入者数約 180 万人を対象に平成 25 年 9 月末時点で集計した結果について、その概要をご紹介します（集計した制度の決算期で最も多いのは平成 25 年 3 月期となっています）。

なお、厚生労働省が公表している日本全体の制度数は、平成 25 年 10 月 1 日現在で 14,488 件、加入者数は約 800 万人です。

#### 1. 規約型と基金型で異なる傾向が見られた集計結果

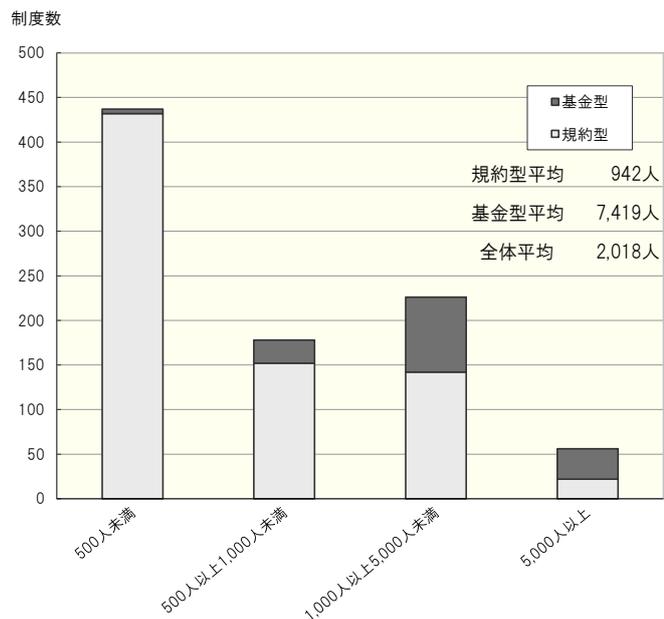
集計対象とした 897 件の DB 年金は規約型が 748 件（83.4%）、基金型が 149 件（16.6%）です。規約型は適格退職年金から移行した先が多く、基金型は厚生年金基金からの移行が中心です。

規約型と基金型とで集計結果に大きな差異が生じた項目は、加入者規模、終身年金の有無、成熟度に関する指標のうち受給者数に対する加入者数の比率です。

（図表 1）加入者規模別の制度数の分布

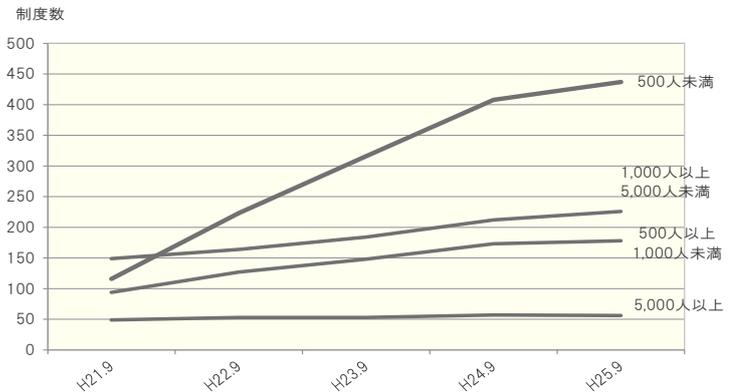
図表 1 の通り、加入者数が 500 人未満の制度では、ほとんどが規約型であり、5,000 人以上の制度においては過半数が基金型です。平均人数は規約型 942 人、基金型 7,419 人、規約型と基金型あわせた DB 年金全体の平均人数は 2,018 人です。

集計対象とした制度数は規約型の方が多くなっていますが、加入者数では規約型は約 70 万人、基金型は約 110 万人と基金型の方が多くなります。



図表2は加入者規模別の制度数についての時系列推移です。加入者規模が500人未満の制度数が平成24年までは増加していましたが、これは適格退職年金がDB年金へ移行してきたためであり、同年3月末に適格退職年金が廃止され、移行が完了したことにより増加度合いが鈍化してきています。

(図表2) 加入者規模別の制度数の時系列推移



終身年金の設定状況を図表3に

示しました。合計では、897件のうち187件(21%)が終身年金を設定しています。ただ、規約型では748件のうち80件(11%)にとどまっているのに対し、基金型は149件のうち107件(72%)と、状況はかなり異なります。基金型は厚生年金基金から移行した制度が中心であり、厚生年金基金で終身年金が義務付けられていたことが終身年金の実施比率が高い理由です。しかし、42件(28%)が終身年金を設定しておらず、厚生年金基金から確定給付企業年金に移行する際や、移行した後に終身年金を廃止した制度も少なくないことも示しています。

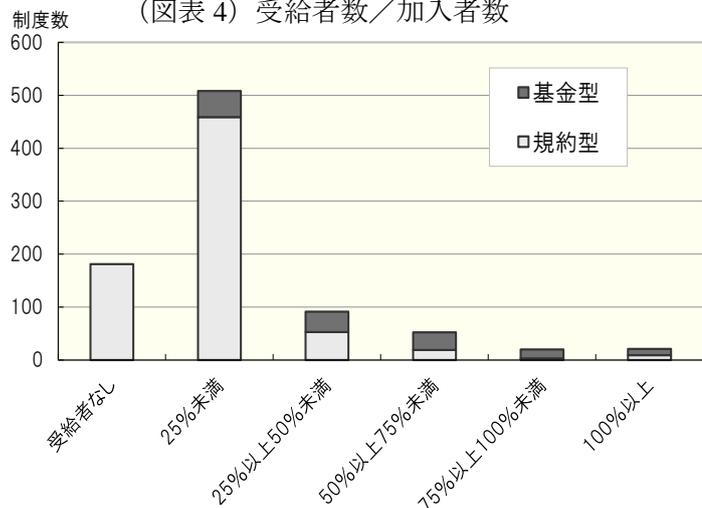
(図表3) 運営方式別の終身年金設定状況

	規約型		基金型		合計	
	制度数	構成比	制度数	構成比	制度数	構成比
終身年金あり	80	11%	107	72%	187	21%
終身年金なし	668	89%	42	28%	710	79%
合計	748	100%	149	100%	897	100%

図表4は、成熟度に関する指標のうち加入者数に対する受給者数の比率です。受給者がいないDB年金が21%、受給者がいる場合でも比率が25%未満と低いDB年金が58%となっており、加入者数に対して受給者数が少ないことがわかります。

加入者数に対して受給者数が少ない理由は、①年金の受給資格がなく、脱退一時金を受け取る場合があること、②年金の受給資格があつて

(図表4) 受給者数/加入者数



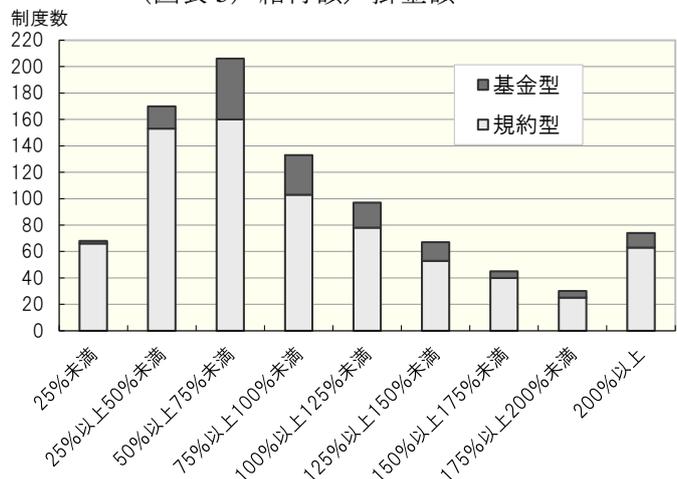
も、選択一時金を受け取る場合があること、③加入者期間に対して受給者期間が相対的に短いこと、などが考えられます。

②、③については、規約型と基金型で区分した結果から推測することができます。規約型では受給者がいないDB年金と、受給者の比率が25%未満のDB年金を合わせると88%と大多数を占めますが、基金型の場合は、逆に比率が25%以上のDB年金が67%であり、基金型は規約型と比べて受給者が多いことがわかります。こうした差が発生する要因の1つは終身年金の有無と関係すると考えられます。終身年金を設定している割合が多い基金型では年金を選択する人の割合が多く、終身年金を設定している割合が少ない規約型では、選択一時金として受け取る人が多く、また年金の受給期間も10年程度と短い場合があるため、加入者数と受給者数の差が生じているものと考えられます。

ちなみに、成熟度に関する指標として給付額と掛金額の比率がありますが、その分布を示したものが図表5です。給付額と掛金額とを比較すると、35%のDB年金において給付額が掛金額を上回っています。DB年金は、給付額を掛金額と運用収入とで賄う仕組みですので、制度が成熟してくると、給付額が掛金額を上回ること自体は通常起こりうることです。

なお、給付額については年ごとの退職者数の違いが一時金給付の多寡につながるため、給付額と掛金額の比率は年ごとに上下する可能性があります。

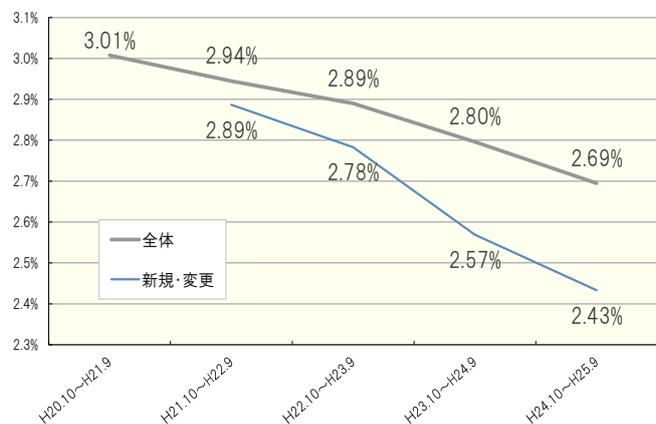
(図表5) 給付額／掛金額



## 2. 予定利率の平均は2.69%

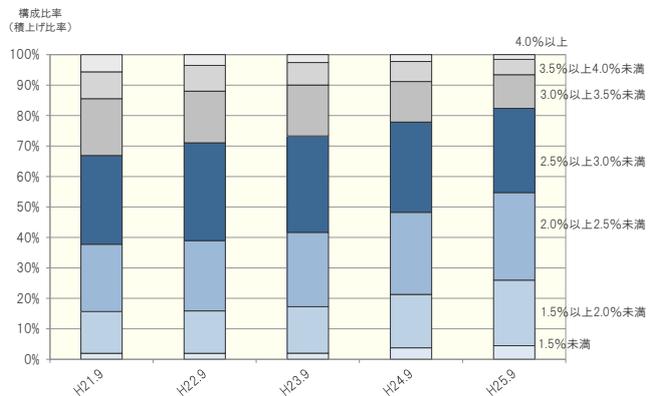
図表6は継続基準の予定利率の平均値の推移をみたものです。予定利率は年々、低下しており、4年前の平均は3.01%、前年同時期は2.80%、今回の集計では2.69%でした。また、新規発足または再計算で予定利率を変更した等、予定利率を新たに設定した先に限定すると平均2.43%となっています。

(図表6) 予定利率の平均の時系列推移



予定利率の分布状況については図表7に示しています。予定利率3.0%以上の構成比率の減少が顕著であり、直近では予定利率を2.5%未満に設定しているDB年金が半数を超えました。

(図表7) 予定利率の分布の時系列推移



図表8では、上場企業における年金財政上の継続基準の予定利率と、退職給付会計上の期待運用収益率を比較しています。予定利率の平均は2.64%（上場企業

のみの集計なので前述の数値とは異なります）、期待運用収益率の平均は1.94%となっており、予定利率よりも期待運用収益率を低く設定していることが多いことがわかります。予定利率は掛金算定、期待運用収益率は会計上の費用算定の根拠となりますが、費用算定の際の見積もりをより低くしているわけです。費用の見積もりに関しては保守的に、すなわち数理計算上の差異の発生を抑制するために、期待運用収益を低めに設定している可能性があります。

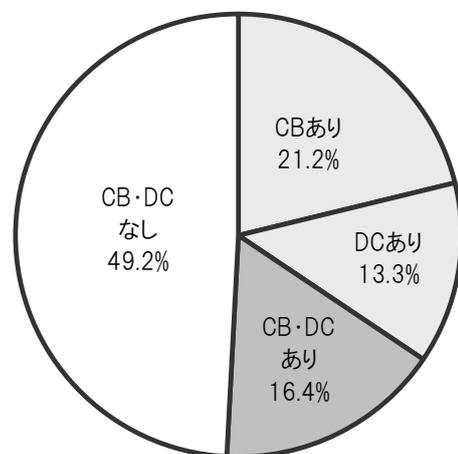
(図表8) 予定利率と期待運用収益率の関係

期待運用 収益率 \ 予定利率	2%未満	2%以上 2.5%未満	2.5%以上 3%未満	3%以上 3.5%未満	3.5%以上 4%未満	4%以上 4.5%未満	4.5%以上 5%未満	5%以上 5.5%未満	5.5%	合計
2%未満	12	21	33	16	9	4				95
2%以上2.5%未満	5	40	16	27	3	2			4	97
2.5%以上3%未満	1	10	27	9	7	2			1	57
3%以上3.5%未満	1	3	6	13	5	1				29
3.5%以上4%未満	1	1	2	4	5		1			14
4%以上			1	1						2
合計	20	75	85	70	29	9	1		5	294

### 3. キャッシュバランスプランについて

キャッシュバランスプラン（本稿においては、便宜的にキャッシュバランスプラン類似制度も含めて「CB」と称することにします。）もしくは確定拠出年金（以下「DC」）を導入しているDB年金の制度数を示したものが図表9です。

(図表9) CB・DCの導入状況



CBを導入しているDB年金は38%、DCは30%（両方とも導入しているDB年金は16%）となっており、CB・DCのどちらも導入していないDB年金は49%となっています。

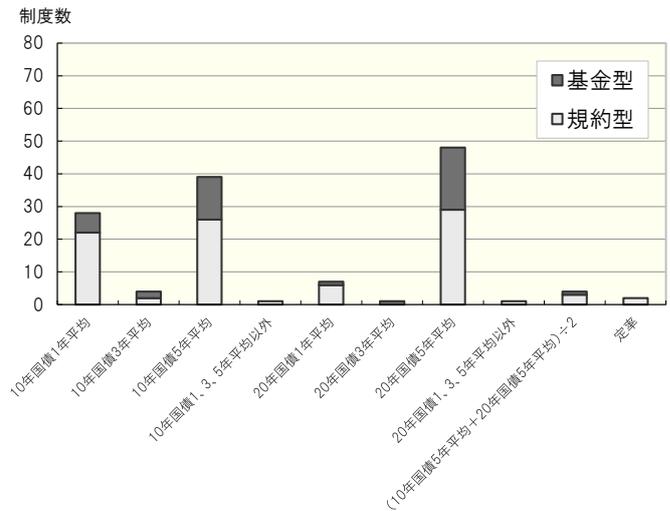
図表 10～12 は、CB の再評価率の決定方法を、それぞれ加入中、待期中（受給待期中）、受給中の場合について示したものです。

加入中の再評価率については、10年国債5年平均または20年国債5年平均を採用しているケースが多く、年金財政上の見込みの平均は2.50%です。

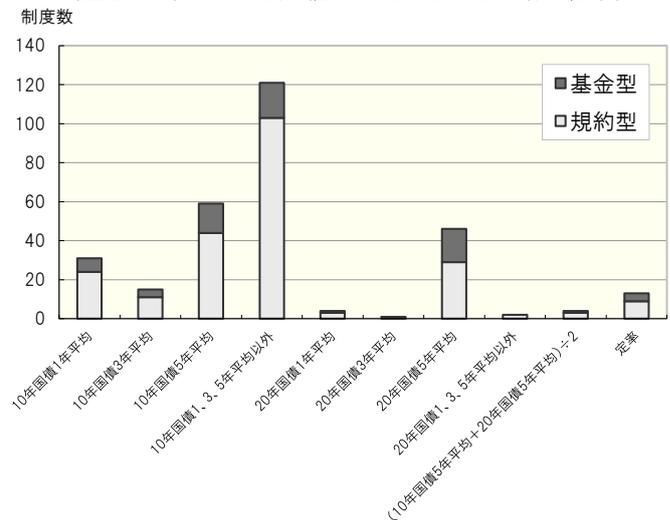
待期中の再評価率は、10年国債の1、3、5年平均以外を採用しているケースが目立ちます。このうちの多くは、法定の下限予定利率と同様の定義である10年国債の5年平均と1年平均のいずれか低い方の率と定義している模様です。したがって、再評価率の年金財政上の見込みの平均も2.04%となっており、加入中や受給中の再評価率に比べて低い傾向があります。

受給中の再評価率は、加入中の再評価率と似た傾向があり、10年国債5年平均または20年国債5年平均を採用しているケースが多く、年金財政上の見込みの平均は2.50%です。ただし、定率にしている場合（加入中もしくは待期中の再評価は行いが、年金額の改定は行わない制度）も比較的目立ちます。年金額を変動させないことにより、受給者の安心感が得られるというメリットがあるのかもしれません。

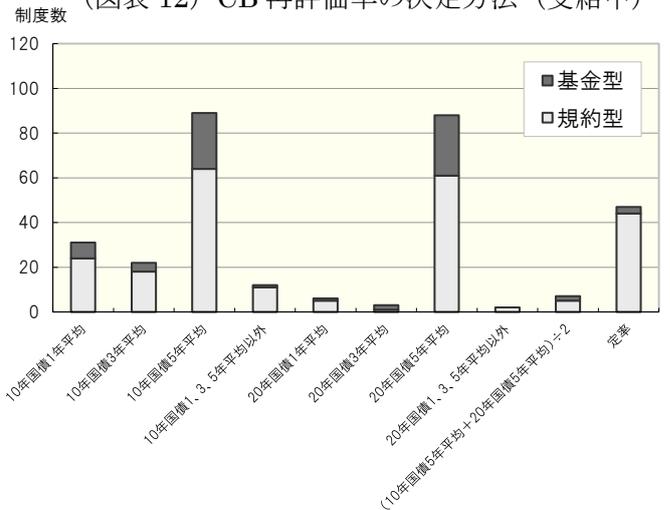
(図表 10) CB 再評価率の決定方法（加入中）



(図表 11) CB 再評価率の決定方法（待期中）



(図表 12) CB 再評価率の決定方法（受給中）



#### 4. 積立状況は前年よりも改善

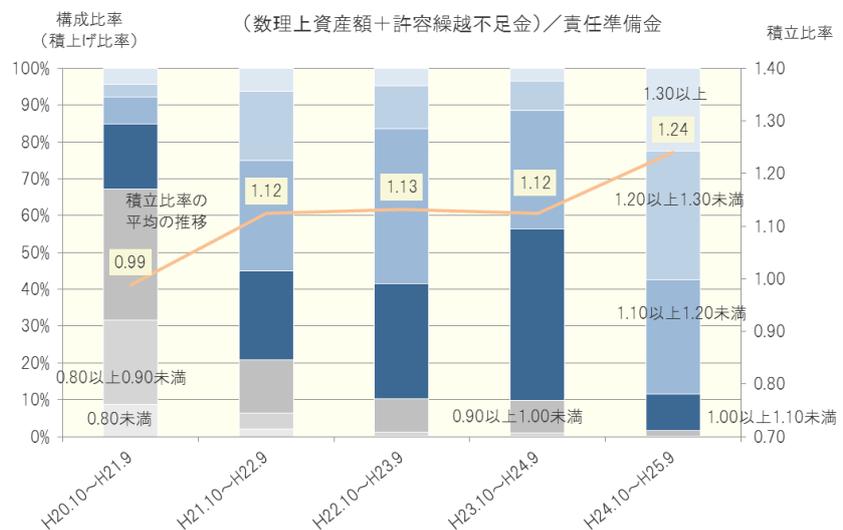
積立状況については、運用環境の好転を受け、前年同時点の調査と比べて大きく改善しています。

##### 【継続基準の積立状況】

図表 13 は、継続基準の積立状況の分布について時系列で示したものです。(数理上資産額+許容繰越不足金)を責任準備金で除した比率が1.0未満であると、掛金の見直しが必要となりますが、今回該当したDB年金は2%にとどまりました。前年同時点では8%が該当

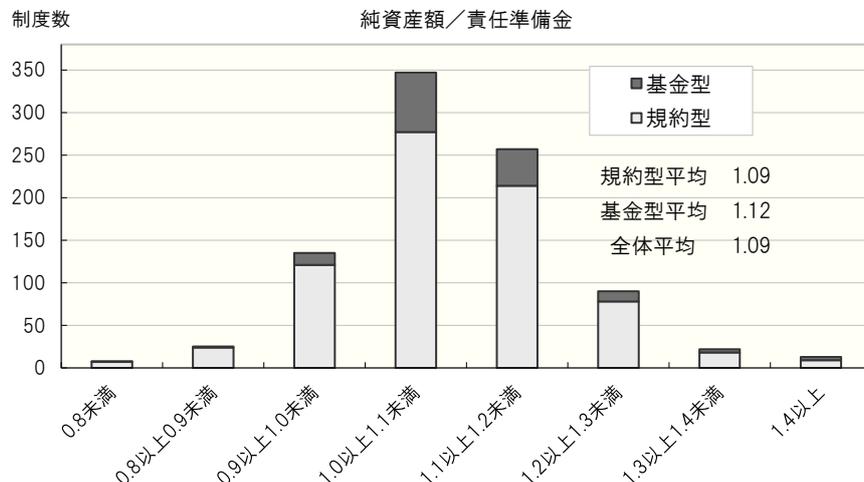
しており、積立状況は改善しています。実際、積立比率の平均は1.12から1.24に上昇しています。積立状況については運用実績が大きく影響しますので、年ごとに変動が大きいものの、ここ数年は、比率が1.0以上のDB年金の構成比率が年を経るごとに増加していることがわかります。

(図表 13) 継続基準の積立状況の時系列推移



また、純資産額を責任準備金で除した比率の分布グラフが図表 14 です。この比率が1.0未満であると継続基準に抵触していることとなります。抵触している割合は19%ですが前年同時点では71%であり大幅に改善しています。

(図表 14) 継続基準の積立状況



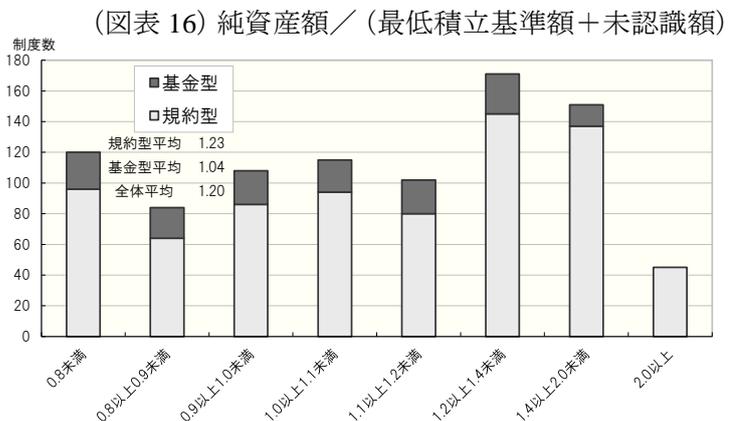
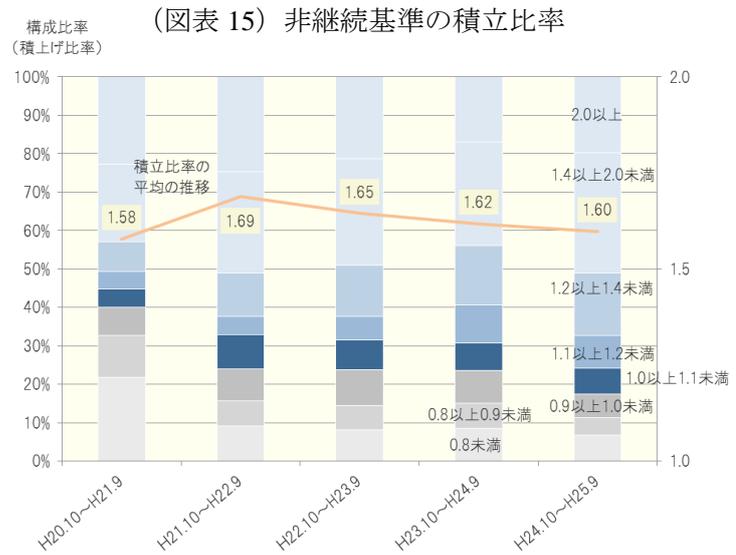
【非継続基準の積立状況】

純資産額を未認識額控除後の最低積立基準額で除した比率により非継続基準の判定を行います。その分布の時系列推移を示したグラフが図表 15 です。抵触した割合は 11%（前年同時点では 12%）となりました。運用実績が良かった一方で、未認識額の減少が積立比率を下げた要因となっています。

未認識額は適格退職年金からの権利義務移転等による最低積立基準額の経過措置であり、年を経るごとに未認識額が減少し最低積立基準額の増加要因となります。未認識額を控除していることにより、積立水準が高くなっている DB 年金は、未認識額の減少による積立水準の低下に注意しておく必要があります。

また、非継続基準の判定基準は元来 1.0 ですが、平成 29 年 3 月 30 日までの経過措置があり、段階的に引き上げられています。平成 25 年 3 月期～平成 26 年 2 月期の財政検証においては 0.92、平成 26 年 3 月期～平成 27 年 2 月期は 0.94 であり、1.0 になるまで 1 年につき 0.02 ずつ引き上げられます。

図表 16 は、純資産額を未認識額控除前の最低積立基準額で除した比率の分布グラフです。1.0 を下回っている DB 年金は 23% ですが、前年同時点では 53% ですので、未認識額を控除しない本来的な債務に対する積立水準は改善していることがわかります。ただし、未認識額を控除しない場合には 1.0 を下回る DB 年金が少なくないことには留意が必要です。



この記事に関する詳細なデータをお知りになりたい場合は弊社営業担当者にお申しつけください。

年金コンサルティング部 リサーチグループ 能谷哲次

年金基礎講座（会計・税務編⑤）

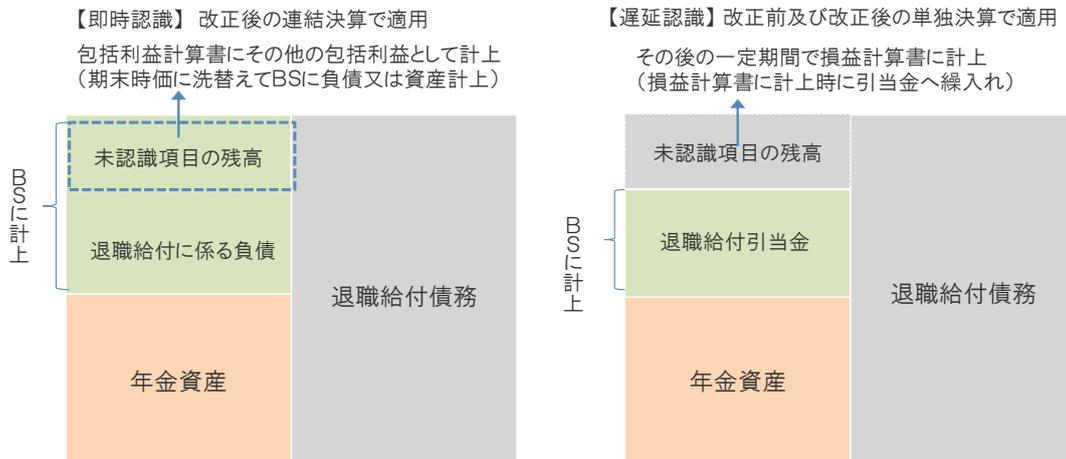
【今月のテーマ】

未認識項目の即時認識

○即時認識と遅延認識

退職給付会計では、退職給付債務および年金資産の時価変動を財務諸表へ反映する方法として「遅延認識」が使われてきました。「遅延認識」とは「資産や負債の変動を、一定の期間をかけて徐々に財務諸表に反映する」方法です。この方法では、時価が著しく変動した場合、その影響を緩和する効果がありますが、反面、影響額が徐々に財務諸表に反映されるため、全体像が把握できず、わかりにくい（＝透明性に欠ける）という問題があります。一方、「即時認識」とは「企業の資産や負債の変動を、発生した時点で財務諸表へ反映する」ことをいいます。この方法は、企業に影響を与える事象が発生したとき、その影響額が即座に企業決算に反映されるため、わかりやすい（＝透明性の高い）方法といえます。

かつては、長期的に運営される退職給付でそのリスクをヘッジするために遅延認識が使われていたと考えられます。ただ、米国のエンロン事件等でオフバランス処理を利用した不正が明るみに出たため、より透明性の高い会計処理に変更されたものです。日本では、2014年3月末決算から、連結貸借対照表では数理計算上の差異等を即時認識することとなりました。ただし、費用の処理方法は変更されないため、損益計算書では引き続き遅延認識を行い、退職給付費用を算出することとなります。



連結貸借対照表での即時認識では、退職給付債務と年金資産との差額を、数理計算上の差異等の未認識項目も含め、負債又は資産勘定に計上します。これに伴う資本勘定の変動はその他の包括利益として計上します。一方、費用処理は変更されないため、その他の包括利益として計上した額は、その後損益計算書に計上していきます。この処理は「組替処理（またはリサイクル）」といえます（組替処理については、本号P13をご参照ください）。

## CSRとサステナビリティ

### ～地球の定員オーバー問題（12）～

#### CSRについて その4

##### 《要約》

いままで相反するものと考えられてきた社会的価値と経済的価値を両立させる概念として、「共通価値の創出（Creating Shared Value=CSV）」を紹介する。CSVは、市場における製品、バリュー・チェーン、ビジネス環境を見直すことで実現されるものである。CSVを実現する能力は、国家などよりも企業の方が高い。なぜならCSVは、資本主義的アプローチによる社会問題の解決であるからだ。

前回は、CSRと利益ということを探り上げ、パンの缶詰を開発して災害救助で見事に社会貢献をし、堂々と利益もあげている例などを紹介した。

今まで、社会的価値を追求すれば費用がかさむだけで、経済価値は減ると（漠然と）考えられていたところで、二兎を追うことが可能だということが証明されたということである。

今回は一歩進めて、有名なハーバード・ビジネススクールのマイケル・ポーター教授の主張である**共通価値の創出（Creating Shared Value=CSV）**を紹介したい。

同教授は企業の競争戦略論の第一人者として知られているが、いままで相反するものと考えられてきた社会的価値と経済的価値を「**共通価値の創出（Creating Shared Value=CSV）**」という概念によって、それらは両立するものであり、それどころか、企業はむしろ新たなビジネスチャンスをつかめるということを主張している（米ハーバード・ビジネス・レビュー誌の2011年1月・2月合併号に寄稿した論文）。また、企業は富を生むことができるので、国家やNGO、NPOといった組織よりも社会問題化帰結能力も高いとする。

ポーター教授の教えを以下のようにまとめてみた。

#### 1. 共通価値の創出とは

共通価値とは、社会的価値と経済的価値の両者に共通する価値という意味であり、この価値を創造する戦略を推奨するということである。**社会問題は巨大市場を生み出す可能性があり、それは企業が従来の固定観念を捨てて事業や市場を見直すことで獲得される。**

さらにそれは、自社の事業の特性や社会との接点をよく考え、以下に述べるような3つのコンセプト、すなわち（1）市場における製品、（2）バリュー・チェーン、（3）ビジネス環境、を見直すことで実現される。

### (1) 市場における製品

日本企業の製品では、CO2 排出量の削減につながるトヨタの「プリウス」などのハイブリッド車が代表例である。プリウスは長い間、販売台数が首位となっていたことが記憶に新しい。また、発展途上国などの貧困層を顧客としてビジネスを展開し、彼らの生活を向上させて貧困問題を解消しようとする「BOP (Bottom of the Pyramid)」ビジネスも、社会問題を解決し、なおかつ利益を上げるということで好例である。バングラデシュで花開いたマイクロファイナンスも良い例である。

### (2) バリュー・チェーンの競争力強化と社会への貢献の両立

バリュー・チェーンとは、企業を「調達→生産→物流→販売」といったサプライチェーンや、技術開発、人材育成などの企業活動が一連の流れの中の各段階で、付加価値（バリュー）を生み出していくものととらえ、そうした付加価値を生み出す企業活動を網羅して描き出したものである（『競争優位の戦略』）。

競争力強化の例をあげれば、チェーンの一部である「物流」で使用する各種容器を、安価でCO2を出さないものに変えることによって、（社会的・経済的な）共通価値が生みだせるということである。逆に、海外工場の従業員が劣悪な環境で働いていれば、能率が下がり社会的な価値も下がるという場合もある。

このように、業務における各段階をすべて、社会的価値と経済的価値という両面からバリューを生み出しているかと問い直していくことによって、共通価値を追求する手法である。

### (3) ビジネス環境の見直し

企業は、単独で存在できるものではなく、本社、支社、事業所などすべては地域に存在し、その恩恵をも受ける。

3番目は、共通価値創出は事業展開地域での競争基盤強化と地域への貢献を両立させるということである。IT企業が、地元でIT教育を行って地域の発展を促すとともに自社の人材育成に役立てるといった行いをいう。

地元のイベント等に積極的に参加し、商売の人脈をつくるなどということは一挙両得であり今でも大企業の支社・支店でよく行われている。

以上挙げたように、企業の側からいって、今まで経済価値だけを追求するという呪縛から逃れて、社会価値をも含む「共通価値」を追求すべきである。つまり経営者は、「マインドセットを変える」べきである。なお、マインドセットとは経営学用語であり - 経験、教育、先入観などから形成される思考様式、心理状態、暗黙の了解事項、思い込み（パラダイム）をいう。

こういった考え方は少し前からあった。P.K.Praharad が提唱した「ボトム・オブ・ピラミッド」という考え方では、これまで消費のターゲット外とされてきた世界の約7割にあたる低所得層の人たちに対しても、資本主義や市場の捉え方を考え直すことで資本主義的手法が使えるというものである。共通価値を創造するとはまさにそういうことであり、企業にとっては経済的価値とともに社会的価値をも創出するということなのである。

## 2. なぜ、国家、NGO、NPO でなく企業なのか

### (1) 弱体化する国家、強大化する企業

多国籍企業という言葉を出すまでもなく、今や大企業の力はヒト・モノ・カネにおいて圧倒的に大きくなっている。いまや国家よりも大きいグローバル企業がたくさんある。

一方で、国家の弱体化は著しい。

先進国が軒並み抱える財政赤字のせいもあるが、既述のように温暖化対策をはじめとした各種の社会問題をいっこうに解決できなくなってしまうている。政府も NGO も富を創り出すことはできなく、大きな問題は解決できないということが根底にある。政府は疲弊し、こういった問題に効率的に取り組む十分な資金や技術も持っていないことが今やはっきりした。

そうした中、サステナビリティ問題といった大問題解決能力においても、企業のほうがはるかに高いということもいえよう。

### (2) 国家と企業に対する「考え方」

企業と社会との関係をどのようにみるべきか、また企業の役割をどう再定義すべきであるかということに関して、近年、2つの根本的な問題がある。

まず1点目は、一般の多くの人は企業を社会問題の発生源として見ているということであり、現在では企業にとって良いことは国にとって悪いことだと思われがちであり、レイオフで多くの人が職を失い、所得がどんどん下がっていく中で、企業だけが成長しているような印象がもたれている。このような認識は世界中で広がっている。

そして2点目は、社会問題は企業の責任ではないという古い考え方があることである。うまく企業経営をすることが企業の仕事で、利益を出せば社会のために役立っているが、社会問題は他の公共セクターの役割だと多くの企業の人間が考えてきた。

しかし、この非常に狭い考え方のせいで企業は多くの機会を見逃がしている。

それでも、例えば途上国の青少年の失業問題に対して、一企業が若者たちを対象とした支援プログラムを導入することによって、生産性や売り上げの向上とともに、そのパートナーである地元の小売ネットワークにも十分なインパクトを与えたという成功例なども出てきている。

本来、CSVは、資本主義的アプローチによる社会問題の解決であり、（富を創出できる企業が行うゆえに）草の根的なアプローチや、寄付を基にしたNGO（非政府組織）などのアプローチよりも効果的である。企業が環境を改善しながら事業を展開できると理解したなら、二酸化炭素の排出量削減などの効果的な結果が出る。

### 3. CSVとは資本主義的アプローチによる社会問題の解決である

CSRはビジネスとよりよく密接に結びつくことによって確かに良い働きをし、企業はそのステップを経ることで、CSVに向かっていく。したがって、CSRは根本的にはステーク・ホルダーとの良い関係を生み出すものですが、どこの会社でも同じようなことが行われるという欠点を持つ。

これに対してCSVは企業が持っている資源や専門性を使って社会問題を解決するということで価値が創造できる。自社の行っている事業の中で社会問題との接点や社会的ニーズを見つめなおすことを必要とするからである。

またCSVは資本主義の原理に基づき利益を生み出すものであり、社会が直面している課題に対してとてもパワフルに応えることができる。

われわれは資本主義の可能性について狭く捉えがちであるが、最も重要なことは、（便利な製品やサービスを生み出すだけでなく）マイクロファイナンスのように社会の変革を起こすことであり、ビジネス活動を通じた排出量の削減による環境改善のイノベーションによって環境へのインパクトを軽減したり、バリュー・チェーンを通じたイノベーションによりエネルギーをセーブしたりできることなのである。

いまや、多くの企業が、もっと寄付して欲しいとか、もっといろんな社会貢献活動をやって欲しいというプレッシャーを感じている。そのため、企業は自社の活動の本質を考え、社会との接点を見つめなおし、新たなモデルを構築することで、持続可能な社会問題解決に寄与する新たなビジネスチャンスを広げることができるというCSVの理論を受け入れ初めている。先進国のみならず途上国においてもさらに高い関心が寄せられている。

青山学院大学社会情報学部教授 岩井千尋

## <コラム> アドリブ経済時評

### 「里海」で海を蘇らせる

最近久しぶりに、とても嬉しいテレビを見た。

NHK スペシャルの「里海 SATOUMI 瀬戸内海」という番組のことであり、あの瀬戸内海の環境がここ数年、劇的に良くなってきたというのである。

40年ほど前、高知から神戸の海岸近くに引っ越した筆者は、海といえば白砂青松と思いついでいて、毎日のように赤潮が発生するという海を見て幻滅した記憶が強い。また、3年前の大震災の津波がヘドロで真っ黒で、余計に気が滅入ったことも忘れられない。

その「瀕死の瀬戸内海」が、養殖の牡蠣（カキ）やアマ藻をうまくつかいながら、里山のように人間が手入れをすることによって、きれいに澄んできて、絶滅寸前のカブト蟹やイルカの仲間スメナリまでが増えてきたという映像を見た。涙が出るほど嬉しかった。

研究者と地元の漁師さんの連携で、海のユリカゴといわれるアマ藻の種を撒き、適度な刈り取りも行い、そのアマ藻が必要な光が海底に届くように、プランクトンを食べて水の浄化を行うカキの養殖を組み合わせるといのである。そのカキは、海中を漂う受精卵が着床？し易いように、漁師さんが顕微鏡で確認しながらホタテの貝殻をぶら下げたカキイカダを船で引っ張って移動させるというシーンも出て来た。

まさに、人と自然が共存する里海である。人は自然に対して何もしない方がいいとの根強い説もあるが、“SATOUMI”として世界にも注目されている。汚染や海洋資源の枯渇に悩む世界中の海の解決策として、導入が始まっているという。

本誌別稿「CSR とサステナビリティ」で、「魚の残高はかつての10分の1になったらしい」とか「今世紀末には30cm以上の魚は絶滅しているらしい」と、いつも暗いトピックばかり書いていて申し訳なく思っている筆者も反省する。

ただし、アマ藻やカキはごく浅い海に限られるということもあるのだろう。

もっともっと素晴らしいアイデアが出て来てどんどん実行されることを祈らずにはいられない。

【2014/3/27】

青山学院大学社会情報学部教授 岩井千尋



- ▶ 本資料は、お客様に対する情報提供のみを目的としたものであり、弊社が特定の有価証券・取引や運用商品を推奨するものではありません。
- ▶ 本資料に記載している見解等は本資料作成時における見解等であり、経済環境の変化や相場変動、年金制度や税制等の変更によって予告なしに内容が変更されることがあります。また、記載されている推計計算の結果等につきましては、前提条件の設定方法によりその結果等が異なる場合がありますので、充分ご注意ください。
- ▶ 本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したのですが、その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士等にご確認くださいようお願い申し上げます。
- ▶ 本資料の分析結果・シミュレーション等を利用したことにより生じた損害については、当社は一切責任を負いません。
- ▶ 当レポートの著作権は三菱 UFJ 信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。
- ▶ 本資料で紹介・引用している金融商品等につき弊社にてご投資いただく際には、各商品等に所定の手数料や諸経費等をご負担いただく場合があります。また、各商品等には相場変動等による損失を生じる恐れや解約に制限がある場合があります。なお、商品毎に手数料及びリスクは異なりますので、当該商品の契約締結前交付書面や目論見書またはお客様向け資料をよくお読み下さい。